

# 「恆産瑣言」について

中山美緒

- 一、はじめに
- 二、張英の家系
- 三、張英の家産經營
- 四、張英の恆産觀の特色
- 五、おわりに

## 一、はじめに

本稿で扱う「恆産瑣言」という文章は、康熙帝に信頼され、礼部尚書・文華殿大学士等を歴任した張英という漢人官僚が子孫に遺した家訓である。この「恆産瑣言」の他にも、張英は「聰訓齋語」という家訓を遺しているが、これらは、張英及びその子孫の官界における榮達の故もあってか、多くの叢書に収録され、清代を通じてかなり普及したようである。清末の曾国藩も、子の紀沢らに与えた手紙の中で、康熙帝の「庭訓格言」と並ぶ必読書として「聰訓齋語」を挙げている程である。<sup>(2)</sup>

「恒產瑣言」は、清初の支配階層の風俗の奢侈化に伴い、地主の子弟が、或は窮乏し、或は商業活動によるより高率の利潤獲得をめざして、比々として田産を売りつかった風潮に対し、張英が土地投資の安全性を力説して子孫の売田を固く戒めたものである。一九四九年、北村敬直氏は「明末・清初における地主について」『歴史学研究』一四〇号（のち、北村敬直『清代社会経済史研究』大阪市立大学経済学会、研究叢書2、一九七二年、所収）の中で「恒產瑣言」を分析し、郷居手作地主と寄生的城居地主という地主の一類型を設定して、明末清初（十六・十七世纪）という過渡的時代に於いて、地主の主たる形態が前者から後者に移行したことを論ぜられた。この説は戦後明清地主制研究の一起点となつたものであるが、ところでこの立論の根拠となる観察をなした張英という人物自身の生活はどのようなものであったのだろうか。本稿は「恒產瑣言」の中で北村氏が恐らくはあえて捨象された部分を拾い集めて、張英に即して雑然ととりまとめた、いわば「捨遺」といったものにすぎず、この一事例から何らかの一般的結論を導きだすことを意図しているものではないが、張英をとりまく社会的経済的環境を具体的に考察することによって、明清地主制の中で、「恒產瑣言」に述べられた張英の意見がどのような位置を占めるかを些かなりと明らかにしようとしたものである。

## 二、張英の家系

張英の家は、安徽安慶府桐城県屈指の名族の一つであった。『張氏宗譜』（光緒十六年序。以下、『宗譜』と略称）巻二十六～三十二、列伝には、張英の祖先が桐城に遷り住んで以来清末までの張氏一族の事蹟が記録されて

いる。初代から九代（張英の代）までの部分は、英の筆になる文章である。それによると、明初の洪武・永樂年間、江西の饒州府鄱陽県瓦屑壩から桐城に移住した貴四という人物が、桐城張氏の祖とされている。元末、陳友諒と朱元璋との戦いの舞台となつた鄱陽では、「民の江北に遷居する者比々たり」<sup>(3)</sup> という状態であり、張氏の祖先も乱を避けて桐城に移ってきたものと考えられる。<sup>(4)</sup>

始祖貴四是、県城の東北三十里（約十七キロ）の土銅山に居を定めた。<sup>(5)</sup> 貴四とその子永貴の代は、干戈ようやく戢まつた時で、流離による困窮もあるいは続いていたであろうが、四世の鵬に至つてさかんになり、村里に名を知られる家となつた。さらに鵬の子の木の時には、一族は百人近くにふえ、屋をならべて居住し、所有地は境を接して続き、土地の人がその地を張家塝と呼ぶまでに至つたという。この地には清末まで張氏の族人が居住していたようで、道光十七年（一八三七年）、族人張承華は、桐城県内に散在する張氏の祖先の墓所を巡回して祭掃した際に、張家塝にたちより鵬の墓を祭つたことを述べて、「塝中の本族の来たりて与に祭る者十余人、衣冠はいまだ尽くは整ふこと能はざるも、長者は殷勤に問訊し、猶ほ姍睦の風を見る。少者は則ち一飯にして散す」<sup>(6)</sup> と言つてゐる。この墓参は、城居の族人である張承華が各墓所を巡回して墓祭を主宰し、墓所の近辺に住む族人がこれに参加するという形をとつてゐたようである。松山という場所では、数十人の族人が墓祭に参加し、墓祭の終つた後で、承華は稻数石（おそらくは墓田からの収穫であろう）を以て族中の貧者に分け与えてゐる。このことから察せられるように、この墓参は、承華単独の個人的行為ではなく、城居の承華を中心とする、形式的にもせよ、族全体の行事であったといえよう。しかし、祖先伝來の地でおそらくは耕作にたずさわつていた族人の間には、族人としてのなにが

しかの交流のあったことが窺われるにしても、彼らと、城居ないし他の地に住む族人とは、この頃になると平素の往来はなく、墓参等の稀な機会を除いてはほとんど面識する折がなかつたことは、張家榜の族人を描写する承華の口吻からも推察することができる。

さて、五世の木は、長男淳の十七歳の時に亡くなつたが、その遺産は、淳が家族の生計維持に心をわざらわされず勉学に専心するのに十分であった。そして、淳は隆慶二年（一五六八年）進士となり、一族中最初の官僚となるのである。その子の士維が張英の祖父である。士維は生員になったのみで举業を断念したが、その後も朱子学を学び、葉燦や方大鎮等の桐城の郷紳を中心とした講学の会である桐川会の設立に参画している。

士維の長男で少時から秀才と目されていた秉文は、万曆三十八年（一六一〇年）、若くして進士となり、戸部主事から福建・廣東の地方官を歴任して、崇禎六年（一六三三年）山東布政使に任せられたが、この頃から桐城も明末の動乱の渦中にまきこまれることとなる。崇禎七年（一六三四年）桐城県城で<sup>(7)</sup>変乱が起つたのに続き、翌年には張獻忠らの率いる流民軍が桐城を攻撃した。この年、士維の第四子で張英の父である秉彝は家族をつれて金陵（南京）に避難し、以後、明の滅亡する甲申の年（一六四四年）迄、一家は亂を避けて桐城と金陵との間を往復する。英が生まれたのは崇禎十年（一六三七年）であるから、あたかもこの不安定な生活の最中であった。その間、崇禎十二年（一六三九年）には秉文が南下する清軍と任地山東に戦つて殉難している。田地からの収入のとだえた金陵での生活は甚だ苦しいものであった。その時、監生であつた秉彝が府の通判に抜擢されたことは、窮乏から脱するよい機会であるかと思われたが、秉彝は、「現在のような混乱時には、榮達を願わず隠遁するに如くはない」とい

う妻の意見に従つて、崇禎十七年（一六四四年）桐城に帰り、山中に隠遁生活を送つた。

順治初年、兵火がおさまると、英の家族は城居し、英は兄の杰と共に事業にいそしみ、康熙二年（一六六三年）に舉人、六年（一六六七年）に進士となるが、六年、父の死去で帰居し、再び上京して翰林院編修の職を受けられたのは十一年（一六七一年）のことであった。以後、康熙四十年（一七〇一年）の隠退まで、主に翰林院の高官として天子に侍して学問を講ずることになるが、高官といつても、行政実務には殆んどたゞさわらず、官界の政争にも関係せず、天子の学問の師として、その謹直な人柄を以て天子に信任せられたのである。しかし、清初という時代においては、天子が儒学を好み、漢人官僚を儒学の師として重用するというその事自体が、士大夫層の間に清朝支持者を拡大するという大きな政治的意味を持っていたといえる。張英が日講起居注官に充てられ天子に注目されることは、あたかも三藩の乱の始まつた康熙十二年（一六七三年）であり、乱の最中の十六年（一六七七年）、南書房入直の制度が作られ、張英は高士奇と共に最初の入直者に選ばれた。<sup>(8)</sup> 南書房入直の制度は、従来のように紫禁城外に住む日講官が日時を定めて進講する制度では物足らぬとした康熙帝が、城内の南書房という場所に専任の講官を入れ直させ、帝の不時の召問に応じられるようにしたものである。この制度は、康熙帝の好学に因ると同時に、三藩の乱に際しての、漢人士大夫を対象とした人心収攬策でもあった。このような政治的作用の観点から考えれば、張英の登用は、英の人柄が所謂政治性を感じさせないだけに、漢人士大夫に対する収攬策としてむしろ積極的效果をあげたことが想像できる。

張英の六子のうち、實に四人が進士を経て高官となるが、中でも第一子の廷玉は、雍正年間から乾隆初年にかけ

て鄂爾泰と共に權勢をもつた人物として有名である。この時代が、張氏の官界における全盛時代であった。乾隆六年（一七四一年）、左都御史劉統勲は、張氏及び張氏と代々姻戚関係を結んでいた姚氏の両姓の陞進を少しく停めるべきことを奏して、「臣窃かに聞くならく、輿論動もすれば『桐城の張・姚両姓、半部の縉紳を占却す』と云ふと。今張氏の仕版に登る者、張廷璐等十九人あり。姚氏は張氏と世姻にして、仕宦する者姚孔振等十三人あり」<sup>(9)</sup>と言つてはいるが、これによつても張氏の勢力が知られよう。その後、張氏の勢力はやや衰えたとはいうものの、清末まで各排行ごとに数人の進士を出し、桐城屈指の名族であることにかわりはなかつた。<sup>(10)</sup>

郷里における張氏の社会的活動については、『宗譜』等に多くの事例が見られる。それらの活動を、地方の利害を代表して官府に働きかけるといふ活動と、直接に地方の福祉を増進する活動とに分けるとすると、前者については、例えば、魚課採買という税目を従来漁戸に課していたのを丁地項下に割り当てる動きがあつたのに対し、張英が巡撫楊素蘊に書を致してやめさせたこと、又、同じく張英が巡撫徐國相に書を致して排年里長の役を廃止させたこと等があげられる。<sup>(11)</sup>これらはいずれも、張英の在京中の出来事である。

後者については、大きな事業としては、廷玉が英の祭祀用にと天子から賜わった万金の半ばを投じて橋を建設したことが挙げられる。<sup>(12)</sup>これには張氏一族ばかりでなく、姻戚の姚氏も協力している。その他、飢饉の際の賑恤等については枚挙に暇がない。

民国時代の張氏については、人名鑑の類を繰つてみても、それらしい人物はあまり見あたらず、わずかに北京大中華日報社長の張伝綸という人が族人であろうと推測できるのみである。しかし、民国十六年（一九二七年）に創

刊された『民彝』という雑誌の関係者の中に数人の族人を見ることができる。この雑誌は、桐城出身者を中心中國固有の学問の振興を目的として出されたもので、馬其昶、林紓といった桐城派の有名人も執筆している。政治問題は一応扱わないことになっているが、政治論文も数篇あり、北京政府支持の態度を表明している。張英から數えて八代目にあたる誠、九代目にあたる家騏もしばしば執筆しているが、家騏は馬其昶の女婿であり、日本に留学したことがあるという。

### 三、張英の家産經營

張英が初めて析産を受けたのは、順治五年（一六四八年）、英が十一歳の時であった。<sup>(13)</sup>順治十五年（一六五八年）、英は自ら莊事を管理して独立の家計を営むことになったが、城居生活で、しかも病弱であつた英の家計は苦しく、その後一年程で妻姚氏の簪珥は悉く質入れ又は売却し尽くすような状態であった。<sup>(14)</sup>析産による英の取分は田土のみ三百五十余畝であったが、あたかも桐城の田価が極賤の時にあたり、田産の有難味をまだ知らなかつた張英には、急切の際に売り難い田産よりも銀の方が財産として望ましく思われた。このことからすると、秉彝の析産方式は、すべての財産形態をそれぞれ均分するという形ではなく、田産の代わりに銀を相続した男子もいたものと考えられる。秉彝の男子は七人であるが、順治五年（一六四八年）には、長子克儼はすでに死亡しており、第六子の夔、第七子の芳はまだ生まれていなかつたので、析産は、載（當時三十三歳）・杰（二十三歳）・嘉（十九歳）・英（十二歳）の間で行なわれたことになる。順治十二年（一六五五年）頃、仲兄の載は奉業を棄て、湖畔に隠棲して、相続した

田數十畝を自ら耕しつつ半農半漁の生活を始める。康熙二年（一六六三年）舉人となつた英は、次年、父からさらに百五十余畝の析産を受けるが、康熙六年（一六六七年）に会試に応するための費用を借金したのが理由で、その百五十余畝を売らざるを得なかつた。同年会試に合格して進士となつたものの、父の死でその年の内に帰居し、實際に仕官する康熙十一年（一六七二年）までを桐城で過ごした。<sup>(16)</sup>

張英が相続した三百五十余畝の田の大半は、県城の南東約六十里（約三十五キロ）の松山の麓にある松湖の辺にあつたと考えられる。張英が松湖畔の田をなつかしんで作った幾つかの詩からそれが窺われるが、例えば『篤素堂詩集』卷三の「憶松湖用東坡先生遊孤山韻」には、

桐之陽、有松湖、杭稻再熟化地無……世業遺自先大夫、歲收百斛度朝晡……

とあり、同じく張英の詩集『存誠堂詩集』卷二十五、「長康作松湖山邨図賦此一首」の一には、

両兩漁舟点暮煙、茭荷杭稻滿平川、湖山不獨堪留賞、下有吾家一頃田、

とある。又、同書卷四、「頬首見白鬚」には、自適の様をのべて、

……湖邊一頃田、豐年穀猶饑……<sup>(あせり)</sup>

と言つてゐる。一頃（一百畝）という数字の信憑性については措くとしても、相続した田の大半を松湖畔に持つていたことは推定できる。

張英の祖先が、祖居の地張家塝からかなり離れた松湖畔に田産を購入したのがいつ頃であるかは不明だが、少なくとも英の曾祖父淳の代に既に松山附近の田を所有していたことは確かである。というのは、『家譜』卷二十一に、

桐城各地に分布する張家の祭田を列挙した中に、「松山鮑家嘴墓前田」の項に注して「大參公（即ち淳）遺」とあるからである。英の時代には、張氏はこの一帯にかなりの田土を持っていたらしく、『存誠堂詩集』卷六、「擬古詩」に、英は松湖畔の田を描写して「阡陌に異姓罕なり」と言っている。仲兄載が隠居生活を送ったもの松湖畔であった。<sup>(17)</sup>この地はその後も張氏の族人の世居するところであったようで、清末の張承華も「先塋祭掃記」（『宗譜』卷二十一）で「吾家の鄉居する者、松山を多しと為す」と言つてゐる。

ところで、この田は稲の再熟田であった。前引の「憶松湖用東坡先生遊孤山韻」にも、「秔稻再熟化地無」とあるが、『篤素堂詩集』卷一、「題石谷画米家山一首」の注に、「吾家は湖上に先人の旧業あり。田は腴壤に非ざるも、<sup>(18)</sup>独だ蚤<sup>(早)</sup>禾秋に先だちて<sup>(登)</sup>登る」とあり、又、『存誠堂詩集』卷一、「擬古田家詩」の一つに、「我有湖畔田、沙漚非沃壤、……蚤禾常薄收、晚禾亦豐穰」とあるのによつても裏づけられる。早稻は三月下種し、六月に収穫する。五月に別田に下種して<sup>(生)</sup>秋を育てておき、六月、早稻の収穫後の田にそれを植えて、九月に晚稻を収穫するのである。早稻を刈り、晚稻の秧を田植する時期が農家にとっては最も忙しい時であった。「恆產瑣言」にも、「早種すること一日なれば一日の益あり。故に晚禾は必ず秋前の一日にあり」という句が出てくるが、隣接する懷寧県でも、「早稻秋に及ばずして刈る。刈る日、家家皆外郷より老農を雇ひて力を併せ、時に及びて（時期をのがさぬようにして）以て晚稻を事とす」（道光『懷寧縣志』卷七、物産）、「清の道光以前……早稻を刈り晚稻を種うることに……農人天時を争い、一刻千金、率ね晨に刈り、昼に犁して、夜これに種う。農家の忙、これに過ぐるは無し」（民国『懷寧縣志』卷六、物産）という記事が見られる。しかし、民国『懷寧縣志』によれば、近年、晚稻の収穫が耕耨の費を償

うに足りなくなり、皆二期作をやめて一期作にしたということであるから、元来、再熟田の収穫は両季あわせても一熟田のそれに比べそれ程多くはなかったのである。隣接の廬江県については、「田一歳に再収す。早禾既に刈れば即ち晚禾を種う。高田は仍ほ麦を種うべし。田租は田の肥瘠を以て差等を為す。麦と晚禾とは皆佃人の私収に属す」(道光『廬江縣志』卷二、疆域、風俗附)とあって、麦とともに晚禾が佃人の私収となっていたことがわかる。当時、江南の稻・麦の一毛作地帯では、一般に裏作の麦の収穫はすべて佃戸の収入となる慣行があったから、晚禾もいわば裏作の一つと考えられていたといえようが、桐城の張英の田では晚禾が中心であったと思われるので、早禾の方が佃人の私収となっていたのかも知れない。『存誠堂詩集』卷十八、「立秋次日食新」や『篤素堂詩集』卷七の「嘗新」<sup>(21)</sup>等の詩を見ると、早稻收穫後、新穀を家廟に供える風習であったようだが、この早稻は、桐城に民国時代にも多く見られたといわれる副租(租外負担)<sup>(22)</sup>の一つであったのかも知れない。

康熙二十一年(一六八二年)、英は父を埋葬するため、暇を乞うて帰郷する。帰郷に際し、康熙帝は、十年侍講した労をねぎらって銀五百両を下賜するが、英はその半ばで墓田を買い、残りの銀で山林中の数畝の地を買って休息の場所としようと思った。<sup>(23)</sup>幸い友人の左橋亭が、かねて張英が望んでいた竜眠山中の土地をゆずつてくれたので、英はその土地を別業とし、「賜金園」と名づけた。竜眠山は県城の西方にある景勝の地である。

さらに、康熙三十六年(一六九七年)<sup>(24)</sup>頃、張英は賜金園から遠からぬ芙蓉島に土地を買い、康熙四十年(一七〇一年)致仕後、そこに別業を営んだ。雙溪と呼ばれる二条の川の合流地点に、山に囲まれて膏沃平衍の田数頃が広がっており、そのあたりが張英の別業への入口となっていた。英の所有地はその田の半ばを占めていたが、籬を設

けず、樵者の通行するにまかせた、とある。<sup>(26)</sup>

これらの別業は田を主とするものであったが、それでは、これらを含めた張英の所有田土総額はどれ程であったのだろうか。「恒產瑣言」の中で、張英は、「予、置田すること千余畝」と述べている。置田とは、田を買うことであるから、相続した三百五十余畝の外に、英自身が買った田土が千余畝なのであろう。従って、英の所有田土は、「恒產瑣言」執筆時に千三、四百畝であったことになる。「恒產瑣言」の執筆は、康熙三十年から三十一年（一六九一～九二年）頃、即ち英の五十五、六歳の時と推定されるので、その後、芙蓉島の別業を含め、英の田土所有が更に増大したことは間違いないと思われるが、今は一応千三百五十畝を張英の所有田土額として、それがどれ程の収入をもたらすものであるかを検討してみたい。

江南では、普通、一畝あたりの租額は六、七斗から一石五、六斗、平均で九斗前後といわれているが、この数字を、<sup>(27)</sup>張英の所有田土に対してもそのままあてはめることはできない。

『宗譜』の卷二十一に、張家の祭田が列挙してあり、散在するそれぞれの田について、種石数、畝数、租石数が併記してある。この内、廷玉時代以前に置かれた祭田につき、一、二の例をあげてみると、松山鮑家嘴にある祭田は、あわせて種二十二石五斗、畝数にして三十八畝九分七釐五毫、実租百四十四石である。田土一畝あたりの租は約三石七斗となる。又、竜眠山雙溪の祭田は、種八十三石二斗五升、畝数にして百十八畝八分四毫、租は四百五十八石二斗五升で、一畝あたりの租は約三石九斗である。前述の江南デルタ地帯との租額の差異は、度量衡の相違によるものと考えられ、この場合、「石」の差異と「畝」の差異とが考えられるが、前者については拠るべき史料が

ないので、ひとまず後者についてのみ考察してみたい。

明の万曆年間（一五七三～一六一九年）、全国各地で田土額の正確な把握を目的とする丈量が行なわれたが、桐城でも万曆九年（一五八一年）と十六年（一五八八年）との二回にわたり、丈量が行なわれた。<sup>(31)</sup> 康熙十四年序の『安慶府志』卷十五、藝文上、に載せる「丈量碑文」は、万曆十六年の丈量時の規定を示したものと思われるが、それによると以下のことがわかる。万曆九年の丈量では、原額の約三倍の畝数が丈出された。九年の段階では丈出された三畝を一律に一畝に折算したが、それでは腴田と瘠田との間の税糧負担が不公平になるので、田を九則に等級わけし、中中田の三対一の折算率を標準に、各級の折算率を修正したのが十六年の丈量規定であった。この丈量に際し、上官から、折畝せず一畝あたりの税糧額の方を変えるようという指示が出されたが、知県章守誠は、折畝しなければ、畝数が従来の三倍にもなり、将来糧差増加の為の口実となりやすいという理由で、折畝の方針をつらぬいた。以上のことから考えると、少なくとも納糧に関わる桐城の一畝の面積は、全国的基準の三倍前後となり、前述の租額の高さも、この大畝を用いた結果であろうと思われる。<sup>(32)</sup>

桐城の畝の面積は、江南デルタの畝のそれより大きいとはいえ、千三百五十余畝という額は、大官僚としては決して多いものではない。張英と同時に南書房に入直した高士奇が、貧寒の一書生から一躍四十余万両の貲を擁し、浙江平湖県に田産千頃を置いたといわれ<sup>(33)</sup>、又、やや遅れて康熙二十四年（一六八五年）入直した徐乾学が江蘇無錫県に一万頃の田を置いたといわれているのに比べると、張英の所有田土額はささやかなものであるとの印象すら受けるのである。

では、桐城県内において、張英程度の土地所有はどのあたりに位するのであらうか。桐城の郷紳姚文然が順治末年から康熙初年の間に書いたと思われる「与趙太守書」（『姚端恪公文集』卷九）によると、桐城の排年（里長戸）の本身の所有地は七、八百畝から五、六百畝であるという。桐城の里数は四十余<sup>(36)</sup>であるから、五百畝から八百畝ほど の土地所有者が四、五百人いたのである。清初、桐城の田土額は四千頃内外であった（道光統修『桐城県志』卷二、「田賦志」）が、その内、この層の所有田土は半分以上を占めていたことになる。残りの田土がより小規模の土地所有者によって主に占められていたのか、それとも里長役をまねがれた特權的巨大地主によって占められていたのかは、いま明らかでないが、ともかく、張英の所有田土の規模は、その仕官の初めには里長戸の標準にも達しなかつたものが、一代のうちに右の標準の一倍程に拡大されたのであった。

張英の全収入のうち、この田産から得られる収入が大半を占めていたことは疑いないが、そこでの直接労働力として張英が言及しているのは、主に佃農である。張英は「聰訓齋語」に「山中耕田勧圃之僕」の質朴愛すべきことを述べ、又、詩の中にも「欲自營十畝、課僕春山中<sup>(37)</sup>」といった句が見られるが、これらの奴僕は、耕作にたずさわっているといつても、「聰訓齋語」中に「閑耕是人生最樂」とあるように、農作業を眺めることを好む張英が、趣味として別業の数畝の地を耕させたものにすぎず、佃農に比べ家計への実質的寄与は殆んどなかつたと考えられる。

城居して拳業に励んでいた頃の英は、莊務に無関心であり、佃農と顔をあわせるのも年に數回にすぎなかつた。 「恒產瑣言」中の一節に、城居の地主が年二回、春と秋とに莊の見回りに出かける様子を、自らの体験に基いて描寫した部分がある。それによると、田産の管理を鄙事とみなし、厭々ながら莊を行つた主人は、自らの所有する田

の境界も知らず、佃農の勤惰も知らず、塘堰や山林樹木の状態も、稻穀の時価も知らず、「〔管莊の〕僮僕の言を聽くのみにて、深く茅檐に入り、一坐一飯一宿、目は田疇を見ず、足は阡陌を履まず、僮僕は諸佃人を糾めて環繞詣よみかみさわ譁ぎたてせしめ、或は稻を借種し、或は租を借食し、或は塘漏ると称し、或は屋傾けりと称し、以て主人を恫喝すれば、主人はその窘せまる所となり、これを去らんとしてただ速かならざらんことを恐る」という状態であった。

城居の地主に代わり、莊務全体を管理するのは僮僕であった。莊務の管理を僮僕に任せきりにせず、必ず地主自ら監督を怠る勿れという事は、「恒産瑣言」中で最も強調されている点の一つである。なぜなら、監督を怠れば、僮僕は単に地主の取るべき収入の一部を着服するのみでなく、再生産のために支出されるべき費用を使い込むことによつて再生産自体をも危うくしてしまうからであつた。前引の文章に、佃人が田主に、塘や莊屋の修理を要求している場面があるが、それからも察せられる如く、塘や莊屋の修理費は田主の負担となつていて。しかし、張英によれば、「人家の僮僕、莊事を管理するに、興塘幾石、修屋幾石を以て、開帳時、浮図合尖の具と為すのみ」であり、塘の培築を怠る結果、「一たび亢旱に遇はば、田禾たちどころに槁る」という事態に至るのであつた。

前掲の引用文中、「〔佃人〕或は稻を借種し、或は租を借食す」とあるのは、納租後自らの手に残る穀のみでは生産を行なうことのできない佃人の存在を示している。しかし、張英の目から見れば、このような佃人は「劣佃」の部類に属するものであり、生産意欲の旺盛な「良佃」は「家必ず殷实にして体面ある」ものであつた。又「良佃」は「性必ず梗直樸野、飲食は必ず節儉」であり、「劣佃」のように僮僕に使嗾されて田主を欺瞞するといふことがない、としており、その樂観的な見方は興味深いが、それについては次節で考察したい。

さて、張英の田産が張英にもたらす収入を概算してみよう。畝数を千三百五十畝とし、租額を、前掲の松山と竜眠との祭田の租額の中間をとつて三石八斗<sup>(33)</sup>とする、一年に五千百三十石の米を得る。桐城県の田賦は、一畝当り、贈貼を含めて銀八分五釐余、及び米五升三合たらずである。<sup>(40)</sup> 諸種の史料から、康熙年間の半ば頃における桐城での米の市価を一石四錢前後と見積つて計算すれば、一畝あたりで約二斗六升六合、全体で約三百七十石が税糧にあてられることとなる。丁税その他の諸負担は、推算不可能なのでこれには入れていらない。

租額から税糧を除き、さらに前述の塘や莊屋の修理興築費を除いた部分が、地主家族及び僮僕の消費に供される。その内、自家で消費する米及び凶災用の備蓄米として蓄えられる部分はたしか数百石にすぎないと考えられる。<sup>(41)</sup>

従つて、租の大部分は売りに出されることになる。明末の懷寧の人方都韓は、安慶府につき、かつて平和な時には、豊年に遇えば、本地の稻穀は本地の需要三年分を満たすことができたと言つてゐる。その内でも桐城県は土地が広く產出も豊かであった。そして、桐城から搬出される稻穀の内、樅陽鎮を通つて揚子江に出るものが、その九割を占めていた。<sup>(42)</sup> その稻穀は恐らく江南に運ばれるものであつたろう。

桐城県における米価の賤さについては、張英もしばしば指摘しているが、康熙十年代の安徽巡撫靳輔は、廬州・舒城・桐城一帯の米価の賤さを、この地帶が「河路と隔遠にして商賈罕に至る」<sup>(43)</sup> 地帶であることによつて説明している。米の他に特産物がない米作地帯である桐城では、米の生産額は本地の需要を大幅に上まわる。しかも、交通不便で買手側の商人に競争が少なければ、米価が他地方に比べて一段と賤くなることは当然である。その結果、米とそれ以外の商品との間には価格の格差ができるが、その格差が、商品化すべき余剰米を自ら存置せず、自家の保

有飯米にすらときに事欠く佃戸ないし自作農の零細な家計経済に対してもはもとより、租米を売却して銀を得ても、その銀で消費物資を購入する必要性にも機会にも乏しかったと思われる郷居地主の家計経済に対しても、大きな影響を与えたとは断定できず、むしろ、後述するように、最も影響を受けたのは、米の売り手として、かつ城市における商品の買い手として、直接商人と接触する城居地主であったとも考えられるのである。

さて、張英の収租五千余石のうち、根拠の薄い数字ではあるが、仮に四千石を、前掲の一石＝四錢の価格で売却するとすれば、千六百両の現銀が得られる。この数字を、張英が城市生活の最低限の費用としてあげている百余金(45)と比べてみると、十数倍である。生活費を除いた余りの銀で仮に田土を購入したとすれば、康熙の中頃の田価（註15）参照から考えて、百畝以上の田産を、一年当りの収入を以て購入できたであろう。このようにして、田産を着実に拡大してゆくことも可能であり、総じて、田産を主な収入源とした張英の家計経済は、非常に安定したものであったということができよう。

以上、張英の田産からの収入を考察してきたが、他に当然ながら官吏としての俸給がある。光緒『大清会典事例』卷一百四十九～一百五十によると、康熙十一年（一六七一年）上京して翰林院編修（正七品）となつた時には、張英は、年俸銀四十五両、俸米四十五石、及び月ごとに公費二両二錢を受け、隠退時の康熙四十年（一七〇一年）には、文華殿大学士兼礼部尚書（正一品）として、年俸銀百八十両、俸米百八十石、及び月ごとに公費五両を受けたことになる。官僚の地位に基く総収入の内で、俸給がその一小部分を占めるにすぎないことは、よく知られている事実であるが、個人差が著しいと思われるその他の部分については、推測の手段がない。

商業・高利貸については、その危険性を熟知していた張英が自らこれに従事することはなかつたであろう。「足らざるも則ち断じて借債すべからず、余り有るも則ち断じて放債すべからず。子母ばかりを権りて起家するは、惟だ至寒の士のみ稍可なり。もし富貴人家の之を為さば、怨を歎め、姦を養ひ、罪を得、尤を招くこと、此より甚しきはなし」と、張英は「聰訓齋語」中で放債を戒めている。しかし、さきに引用した「恒産瑣言」中の一節にあるように、佃人に対し食糧或は種粒として稻穀を貸与することはあつた。利率は不明であるが、張英は恐らく、これを、いわゆる放債とは全く別の、土地投資の一部として考えていたのではないかと想像される。

#### 四、張英の恒産觀の特色

「恒産瑣言」は、自己の切実な体験に基き、子孫の売田を戒めている文章である。他の家訓類は、おおむね、田土に関しては、知足安分的見地から、良田を貪る勿れ、田土の買収は公正にせよ、といった内容を説いているものが多いが、そこでは、田土の恒産としての有利さはすでに自明の前提であったといえよう。しかし、「恒産瑣言」の場合は、土地投資の利が少ないように見えて、結局は有利であるということこそが問題となっているのである。その背景には、土地投資の利の少なさの故に田主が陸續として田産を売る風潮があつたのであり、北村敬直氏が前掲論文で問題にされた点もまさにそれであつた。

地主としての利潤獲得を目的とする投資対象として田産を見る場合、田産からの銀收入は、租にあてられるべき主要作物の収穫高×租率×その作物の市場価格－税役負担額

として計算できよう。田産の利の少なさを論ずる文章は、一般に、その原因を、右の四要素の少なくともいざれかに求めているといえよう。水利の荒廃等による収穫高の減少<sup>(46)</sup>、抗租の盛行による実質的租率の低下<sup>(47)</sup>、米価の賤さ、税役の重さ<sup>(48)</sup>、これらは、すべて土地投資を不利ならしめる要因であるが、張英が注目しているのは、このうちで収穫高の減少と米価の賤さとである。

税役の重さは、当時の江南デルタ地帯では大きな問題であったにも拘らず、張英は殆んどこれにふれていない。財産形態として、田産は、凶作で収入のない時でも税役負担はあるという難点を持っており、そのため凶年における有田の家の苦しみは常人の家より甚しい、という意味のことは、「恒產瑣言」中でも言われているが、それは凶年の際の不可避的現象であると考えられていたようで、税役の重さを不当としている訳ではない。桐城の田賦が江南に比して軽いことからいって、そのような受取り方は、ありえたことでもあるう。

抗租について張英が全く言及せず、収租の確実性を非常に楽観的に信じているのは興味深い。張英は、「恒產瑣言」中に田産の安全性を説くに当つて、浙江の人という友人陸遇霖の意見を引いている。陸遇霖は、典質・貿易・権子母に比べ、田産・房産への投資は安全であると述べたあと、田産と房産とを比較して、田産の安全性を評価しているが、その理由は、房産の租は「市塵商賈の狡健者」に対して取りたてねばならないのに比べ、田租を徴収するには「愚民」からであるということにあつた。佃人は「秋穀登場せば、必ず先づ田主の租を完し、而る後に私債に分給す」るものであると陸遇霖は言い、張英も同意見であった。前節に引用した「恒產瑣言」の中の一節には、佃農が種々の要求を出して田主を「恫喝」することが述べられているが、張英にとって、僕僕に使嗾された佃農の

このような態度は、地主支配をゆるがす深刻な危機感を生ぜしめるほどのものではなかつた。張英は、土地を最大限に利用するための緊要事の一として、莊佃を折ぶべきことを挙げ、「良田は良佃に如かず」という諺を引いてゐる。即ち、田の良し悪しよりも佃農の如何に田租収入の成否をかけているのであるが、その場合にも、張英が良佃と対比してゐるのは、自ら力を蓄えて抗租を行なう頑佃ではなく、生産意欲を持たない無能な劣佃である。<sup>(5)</sup> 良佃の益として、「耕種及時」「培壅有力」「畜洩有方」をあげ、劣農の病として、「耕耘失時」「培壅無力」「畜洩無方」をあげてゐることからもそれは明らかであろう。そして、苟しくも積極的に生産に励む程の良佃であれば、「性は必ず梗直樸野」であつて、田主と良好な関係を保つ筈のものであつた。

張英が売田風潮の原因と考えてゐるのは、穀価の賤さ、換言すれば、穀米を売つて入手した銀錢を以て、商品として地主・農民が購買せねばならない消費物資の相対的な貴さ、及び、地主が莊務に無関心である結果としての収穫高の低下であるが、張英の意見によれば、これらの弊害はいづれも城居生活に関連するものであり、鄉居によって解決できる性質のものである。張英の観察では、田産を鬻ぐのは鄉居地主ではなく、城居の地主であった。その理由は、第一に、城居すれば、日用物資を自給することはできず、すべて銀錢でまかなわねばならないし、まして城市生活は郷村生活に比べ奢侈であつて、その出費も多大となるからである。即ち、城居地主は、穀とその他の消費物資との価格格差の影響を、最も強く受ける層なのである。さらに第二に、城居すれば、勢い僕僕に莊務をまかせざることになり、佃農に対する監督や池塘の管理もおろそかになつて田土の荒廢を招き、収穫高が低下するからである。<sup>(5)</sup> 人家の子弟で田産を売り商業に従事する者が多い、と張英が慨嘆するときも、その「人家の子弟」とは、

郷居している者というより、城居して商業利潤の高さをまのあたりに見ている者であろう。とはいえ、張英が着目するこれらの青年たちは、代々城居して安定した生活を送っているという意味での「城居地主」の子弟というより、張英のようだ、もともと郷居地主であったものの子弟が商業のために城市に出てきたといった形の「城居地主」であり、その意味で、郷居地主出身の城市生活者と言った方がふさわしいかも知れない。これらの人々は、郷居生活に見合うだけの田産しか持たないのに城居し、不相応な出費を強いられて収産し、没落するのである。

張英は、目前の売田風潮を、商品經濟が郷村に浸透し、郷居地主も否応なくその波にのみこまれて収産していくという事態として把握している訳ではない。張英の意見では、むしろ、儉約し、かつ地の利を尽くすという郷居的生活態度を徹底することによって、凶災の年を乗り切り、さらに凶年の田価の下落に乗じて田産を買い集めることもできるのである。「吾郷の草野起家人」は多く此の法を使つたものだ、と張英は言つている。「恒產瑣言」中、郷居生活を描写した部分には、「郷に居らば則ち以て數畝を課耕すべし。其の租は倍入し以て八口に供すべし。雞豚は之を柵に畜ひ、蔬菜は之を圃に畜ひ、魚蝦は之を沢に取り、以て旬を経、月を屢るも數錢を用ひず。且つ郷居せば則ち親戚の応酬寡なし。即したまたま客の至るあるも、亦雞黍を具ふるに過ぎず。女子は力作して以て紡績を治むべし。布衣を衣、蹇驢（かきう）に策ち、鮮華なるを必せず。凡そ此れ皆城居の能くせざる所なり」とあるが、農本主義的固定観念からくる理想化が窺われるにせよ、張英は城居生活に対比しての郷居生活の経済的安定性に、些かの疑いをも持つていない。

前述のように、桐城は、河路から隔たつており生産物の商品化の便の限られたところであった。このことは、一

面では商人の「買賤売貴」が可能であることを示すが、その「買賤売貴」の活動は、この時点では、城市にとどまっており、桐城の農村をまきこむものではなかったのではないか。だからこそ、張英は、「果たして其の読書に成る有りて、策名仕宦し、以て城居すべくんば則ち再び入りて城居し、一、二世にして後、郷居に宜しくば則ち再び往きて郷居し、郷城耕読相ひに循環を為さば、久しうかるべく大なるべし、あに吉祥善事に非ざらんや」と、官僚としての榮誉ある城居生活と、安定した郷居生活とが「一世代」と「二世代」とに交替する状態を、最も望ましい状態として設定したのである。

張英にとっては、郷居生活こそが、経済的安定のための最上策であった。北村氏が指摘されたように、張英は、田産を、少ないが確実な息をもたらす資本として、貿易や權子母と同次元で比較している。しかし、田産のすぐれた点は、郷居することによってはじめて最高に發揮されるのであって、田産は、資本であると同時に、生活に必要な使用価値を直接生みだす、疲弊することのない財産であり、地主が優游俯仰の生活を送ることのできる具体的な場所、生活の最終的よりどころとなるべきものであった。かくして、十七世紀後半の桐城の人、張英にとって、手作地主といわぬまでも郷居地主としての地主経営こそ、最も安定した、自ら恃むべき生活の維持方法であったのである。

## 五、おわりに

「恒產瑣言」は、從来、明末清初における中国の社会経済的変化を端的に表わした史料として重視されてきた。

北村敬直氏は、前掲論文で、「恒產瑣言」に述べられている売田風潮を分析し、江南デルタ地帯の蘇州府・常州府・

「恒產瑣言」について 中山

松江府・嘉興府、及び南京等に関する史料と関連させつつ、この風潮が「商品經濟の発達という歴史的必然に対する鄉居中小地主層の一つの対応の姿」であり、田産が鄉居手作地主の手を離れて城居商人地主のもとに集中されるゆく過程であることを論ぜられた。又、「恒產瑣言」に引かれる「良田は良佃に如かず」という諺は、仁井田陞氏が、「この格言のかげには、佃戸の『抗租』に手を焼いた地主の嘆声まで聞かれる」<sup>(52)</sup>として引用されて以来、清代の佃戸の地位上昇の背景を示す象徴的格言として有名になっていいる。

しかし、あえて「恒產瑣言」のみに視野を限定し、張英の論理に即して「恒產瑣言」を読んでみるならば、その論旨は、当時の江南における商業・高利貸資本の農村への浸透や、福建・江西・江南デルタ等における抗租の盛行という事実が、安徽省桐城県においてもそのまま典型的な形で見られるということを立証するには、必ずしも適当なものでないことに気づく。なぜなら、売田風潮については、張英は、その売り手として、鄉居地主ではなく、城居地主を念頭においているのであり、又、「良田は良佃に如かず」の「良佃」とは「劣佃」と対比させての謂であつて、抗租の事は張英の念頭にはなかつたと思われるからである。

「恒產瑣言」の内容は、江南デルタ地帯とは性格を異にする經濟地帯——商販の交通の不便な、米作地帯——である桐城県の事情を反映しているのではないかと考えられる。両地帯の地主の意識に若干のずれがあり、又、それに反映しているところの社会經濟的状態にも相違があるとするならば、その相違を前提とした上で、明清中國經濟の全体像の中で、いかなる構造において両者が結びついているのかを検討することが、今後の課題であろう。

(1) 「恒產瑣言」「聯訓叢語」共に、張英の文集『篤素堂文集』所収。『篤素堂文集』は、康熙三十七年（一六九八年）序、東京大学東洋文化研究所所蔵のものを底本とした。以下の引用文は、注記のない限り、「恒產瑣言」からのものである。

(2) 『嘗文正公家訓』卷一、同治四年九月二十日の書簡。

(3) 『李氏宗譜』（多賀秋五郎『宗譜の研究 資料篇』財团法人東洋文庫、一九六〇年、では、通し番号一九八。以下、宗譜類に付記する数字も同様）、李大振序。日本現存の桐城県の宗譜の内、筆者は五十五種を見得たが、五十三の族

の内で、元末明初、鄱陽からの来遷者を始祖と称してゐるもののが二十一あり、その内でも、瓦屑壩という地名を挙げてゐるもののが十一ある。

(4) ただし、始祖に関する記述がどの程度正確かは、張英の家のそれを含めて、いずれも疑問である。桐城の宗譜を見ると、始祖として貴四という名を挙げてゐる張氏がある。張英の家系以外にもあるが、一世以後の人名は、張英の家とは全く別であり、また、始祖貴四によつて張英の家系と繋がつてゐるという確証はない。

(5) 以下の記述は、主に『張氏宗譜』（一五六〇の列伝によつて、始祖の居住地はいわゆる列伝には、「廬山東南鄉、地名

土銅山、去城[1]十余里」であるが、『宗譜』の他の部分には「土銅山」とある。道光統修『桐城縣志』の絵図で見ると、土銅山は県城の東北にあり、民国[1]十一年測量の地図で、県城の東北約十八キロの地点にある土桐山に比定できる。

(6) 『宗譜』卷一十一、先塗祭掃記。

(7) 道光統修『桐城縣志』卷一十三、兵事の記述は、先是、県士大夫、類多長者、皆有德於其鄉、而民莫不畏官府敬士。迨天啓・崇禎中、世家鉅族、多習為浮侈、其子弟僥倖、往往侵漁小民為不法。於是、姦民積不能堪、而兩人（黃文鼎・汪國華）遂為亂首、燒富家第宅、掠金錢、建旗幟、營於北門之外。

として、この乱を、富家の横暴に対する小民の乱として、ゆが、「資豪にして志不逞なる」人奴張儒が、其の党の汪國華を盟主として起こした奴變であるとする説もある（傅衣凌「明清之際的“奴變”和佃農解放運動」『明清農村社會經濟』北京・三聯書店、一九六一年、九八頁、所引の、蔣廷《桐城日錄》の記事）。

(8) 吳秀良「南書房之建置及其前期之發展」『思与』五卷六期、一九六八年、七頁。

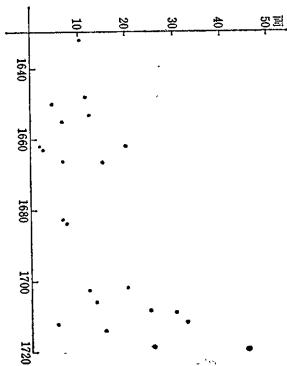
(9) 『國朝著獻類徵』卷一十一、劉統戴注。

(10) Ho Ping-ti, *The Ladder of Success in Imperial China*, Columbia Univ. Pr., New York, 1962, pp. 137

図 順治・康熙年間の桐城の田価

表 顺治・康熙年間の桐城の田価

年号(西暦)	総石数 (石)	田畝数 (畝)	堀・塹數 (畝)	租石数 (石)	山 場	莊 田	そ の 他	価 格 (兩)	鉛当価格 (兩)	史料	備 考
万曆46(1618)	7.9							79	40		
崇禎5(1622)	8.5	8.5						90	10.6	董(923)	
順治4(1648)	2.04	3.93	①(0.15)		有	2片	1所	44.65	11.4	張(1298)	
6(1650)	13	21	②(0.17)					94	4.5	李(298)	
9(1653)	0.5	0.4	2(0.2)					5	12.5	周(359)	
11(1655)	2	2.6			有	1所		16	6.2	孫(553)	
康熙1(1662)	0.7	1	1(0.2)		有	1片	船地	20	20	"	
1(1662)	1.5	2.3						4	1.7	"	
2(1663)	0.5	0.6						1.5	2.5	"	
5(1666)	0.75	0.55			2片			3.5	6.4	高(395)	
5(1666)	0.7	0.1			1片			1.5	15	"	
22(1663)	8	16.5	2(0.3)		有	7間	牛欄1, 石磯2, 等	105	6.4	高(395)	
23(1664)	8.5	15	(1.2)	60				107.5	7.2	鄒(953)	
41(1702)	50				宅・区			1000	20	③	中田
42(1703)	7.5	7.35	(0.36)		1片	1所	石磯1	88	12.0	董(923)	
45(1706)	8.6	12.8	②(0.5)	64				170	13.3	齊(397)	④失記
48(1709)	0.4	0.64	2	4.5				16	25	黃(344)	
48(1709)	3	2.4	③(0.2)	2		5間	押築1, 船地1, 等	72.5	30.6	"	
51(1712)	0.3	0.4		1	3間	基址, 圓圃等	② 13	32.5	趙(397)		
21.5864(1.593)	14				有			110	5.1	孫(554)	⑤失記
54(1715)	5.5	5	④(0.15)	28	1片	1所	圓圃	80	16	李(288)	⑥この外に、銅儀銀5錢。
58(1719)	2	2.5	2		有	13間	船地, 円園	114	45.6	孫(554)	⑦この外に、銅儀銀5錢。
58(1719)	0.55	0.88		5.5			坪稅, 樹木	23	26.1	黃(344)	⑧買手と売手とが至近の親戚のため。
											⑨この塘は共同使用である。



史料欄の姓と番号とは田契を收める族譜の、族名と、多賀秋五郎、前掲書、における通し番号とを示す。  
①この外に、堰(不詳) 2あり。  
②この外に、塘の水利権あり。  
③戴名世『戴南山集』卷11、「硯莊記」。  
④もと族人の所有であったため。  
⑤この外に、塘の水利権(四段の一)あり。  
⑥この外に、銅儀銀1両6錢。  
⑦この外に、銅儀銀5錢。  
⑧買手と売手とが至近の親戚のため。  
⑨この塘は共同使用である。

—141. に、張英の家系についての紹介があり、光緒十六年

序の『張氏宗譜』によつて、張英の子孫中で、生貢以上の資格を持つ者及び仕官した者の数とその族人中に占める割合とを、各排行ごとに算出している。それによると、子孫の人数の増加に伴い、当然のことながら、資格保有者及び仕官者の割合は減少の方向をたどつてゐるが、張英から數えて七代目になつても、男子の子孫百十三名中の三〇・一セントが資格保有者であり、一九・四ペーセントが仕官してゐる。

(11) 張廷玉『澄懷園文存』卷十五、に載せる張英の行述。

(12) 同右書、卷十、良弼橋記。

(13) 以下の析產に関する叙述は、「恒產瑣言」による。又、北村、前掲論文、参照。

(14) 『篤素堂文集』卷十一、誥封一品夫人亡室姚氏行實。

(15) (一六〇頁) の表及び図を参照。桐城県の諸族譜に多く収

録されている祭田契のうち、順治・康熙年間のものを抜き出し、田一畝あたりの価格を計算して、田価の上下の大体の傾向を見ようとしたものである。ただし、附屬の山場、莊屋等の価値は無視して計算しているので、正確な田価ではない。しかし、康熙年間の半ば以降の田価の上昇傾向は、大体読みとれるであろう。契以外の文章でも、田価推定に利用できるものは、適宜利用した。

(16) 『篤素堂文集』卷九、湖上先生伝。

(17) 同右。

(18) 乾隆の舉人程瑞田の「九穀考」(嘉慶八年・一八〇二年  
自序) 同撰『通鑑錄』所収) の稻の条に、

余至安慶府桐城縣之樅陽鎮、土人云、其地有山田、有圃田。圃田稻歲一收。山田地氣暖、歲再熟也。三月下種、六月穫者、為早稻。五月於別田下種生秧、至六月早稻穫後、犁其田而蒔之、九月乃收、是為雙而再熟者也。

とある。天野元之助『中國農業史研究』御茶之水書房、一九六一年、三三〇頁、参照。

(19) 李彥章『江南催耕課稻編』所収の林則徐による「序」。

天野元之助、前掲書、三七〇頁、参照。ただし、林則徐は、この文章で、蘇州の佃農が裏作として早稻を種えず麦を種える理由として、蘇州では麦は佃農に与えるが、稻は田主に租として納めなければならない慣習であることを挙げてゐるのである。即ち、ここでは、再熟稻の場合、早稻・晚稻とも取租の対象となると考えられている。

(20) 一季稻栽培の場合にも、晚稻中心の処と早稻中心の処とがあったことは、道光『懷寧縣志』卷七、物産、に、二季稻について述べ、

總鋪・十里鋪・黃廬坂等處宜晚稻、早稻不及秋而刈……  
三橋坂・高河鋪等處宜早稻、晚禾所入僅償耕耨之費。

とあるのによつて推定される。張英の田は、前引の「蚤禾常薄收、晚禾亦豐穰」から、恐らく晚稻中心と思われる。

(21) 「立秋次日食新」は、「風雨時和樂有年、蚤禾新刈傍湖田、尊開酒庫心無算、菜送園官不取錢、薦廟白炊香稻熟、留賓紅割錦鱗鮮、太平自願為農老、幽雅常吹七月篇」という詩である。「嘗新」も同様の内容である。

(22) 郭漢鳴・洪瑞堅『安徵省之土地分配与租佃制度』上海正中書局、一九三六年、七〇頁、に桐城の租外負担として、租雞、菜油、棉花、雞蛋などを挙げている。同書、六一頁、に載せる六安県の永佃契約書(一九三五年)の例には、租稻二十四石の他に、新米一斗、醬麥一斗、礪雞一隻、裸皮一片を納めるべきことが書かれている。

(23) 『篤素堂文集』卷八、賜金園記。

(24) 『左氏宗譜』(一二六)によると、左橘亭、諱は国治、左光先(東林党の左光斗の弟)の季子である。張英より十歳年長で、附貢生であった。

(25) 「聰訓齋語」卷上、*之*、

中山櫛當賜金園、今購芙蓉島、皆以田為本。

とある。同書の巻上が書かれたのは、康熙三十六年(一六九七年)春のことであった。

(26) 『篤素堂文集』卷八、芙蓉谿記。

(27) 註(25)参照。

(28) 「恆產瑣言」に、「余与四方英俊交、且久閱歷世故多、五十年來見人家子弟成敗者不少」とあり、少なくとも五十年後(即ち、康熙二十五年・一六八六年以後)の時期の作と思われる。又、康熙三十六年(一六九七年)に書かれた「聰訓齋語」卷上、の中に、「守田之說、詳於恆產瑣言」とあるので、「恆產瑣言」の執筆は康熙三十六年以前であることがわかる。一方、「恆產瑣言」中に、「聞陝西歲飢、一石価至六、七兩」とあるのを手懸りにして調べると、雍正「陝西通志」卷四十七、祥異二、には、「[康熙]三十年陝西大饑、三十一年陝西饑疫」とあり、しかも、陝西一帯にわたる大饑饉の記事は、康熙年間ではこの両年のみであることから、「恆產瑣言」の執筆時期を、康熙三十年から三十一年として、ほぼ間違いないと思われる。

(29) 葉夢珠『閱世編』卷四に載せる明末清初の松江府各県の租額、及び、陳恒力編著・王達參校『補農書研究』北京・中華書局、一九五八年、二七頁、参照。

ただし、江南で一般に用いられていた畝の大きさが、官の定めたそれに等しいとは限らない。桐城では、後述するように、万曆年間(一五七三~一六一九年)の全国丈量に際し、畝の大きさが定制の約三倍に定められたが、その同じ丈量に際し、江南の一部州県では、地方官が丈出畝数を増すことを以て功となし、一畝の面積を定制よりも縮小し

て丈量を行なつたという（例えば、浙江省嘉興府について、は、陳恆力、前掲書、二九三—一九五頁、参照）。従つて、江南で一般に「一畝」といわれる場合、定制の「一畝よりも小さい面積を指す」とも考えられる。

(30) この租額に加えて「小租」四石あるが、小租とは、

民国時代の農村調査によれば、安徽に多い「転租制」に由来するものであるようだ。佃農が直接田主から土地を借

りる「原租」と異り、「転租」の場合ば、佃農は「包佃人」

「攬頭」「田東」等々と呼ばれる請負人を通じて田土を借り、正規の租額の他に、小租と称する附加料を包佃人に納

めるということである（金陵大學農学院農業經濟系編『豫

鄂贛四省之小作制度』南京・金陵大學農業經濟系、一九三六年、一一一頁）。又、同書、六九頁には、安徽の巢県、桐

城県等では、佃農が「代理收租人」に「小租」を納めると

いう記述があるが、この「代理收租人」が、前述の「転租制」における「包佃人」と全く性質の異なるものであるのか否かは明らかでない。しかし、いずれにせよ清初の「小租」

が民国のそれと同じものであるとは確言できない。

(31) 道光統修『桐城縣志』卷九、人物志、名宦、章守誠の条に、万曆十六年、章守誠が知県として丈量を行なつたことが見える。又、次述の「丈量碑文」の中に、万曆九年の丈量のことが述べられている。

(32) 「丈量碑文」自体に日付はないが、姚文然『姚端恪公文集』卷九、『与朱雲門中丞書』に、「万曆十六年碑文」所載の規定として、この「丈量碑文」と同内容のことが述べられている。かかるふうに推定した。

(33) 折畝に關しては、Ho Ping-ti, *Studies on the Population of China, 1368-1953*, Harvard Univ. Pr., Cambridge, Mass., 1959, pp. 102-116. に、中國全土に

わたる考察がある。

(34) 王先謙、康熙二十八年九月壬子。

(35) 同右書、同卷、同年十月癸未。

(36) 康熙六十年序『安慶府志』卷五、田賦、に、「桐城原編肆拾采図、後省為肆拾武図」とある。

(37) 『存誠堂詩集』卷一、擬古田家詩。

(38) 「開帳時、浮図合尖の具と為す」とは、帳簿に偽りを記入して、惡事を隠しおせる」とを言つてゐる。『新

五代史』卷五十七、李崧区、参照。

(39) 祭田等の族產の租は、族人が耕作する場合など減ざらることがあるという（天野元之助『支那農業經濟論』上、改造社、一九四〇年、五八頁）が、一応、個人が所有し族人ならざる佃戸が佃作する田と同じ租率と考えて計算する。

なお、註(15)の表中、租石數の記載のある祭田の一畝当たり租額を計算してみると、四〇七石であり、いざれも張氏の

祭田より多い。此等は粍米の体積とも考えられる。

(40) 道光続修『桐城県志』卷二「田賦志」の康熙十二年県志よりの転載による。ただし、安慶知府劉樞は、康熙十三年(一六七四年)、巡撫徐國相によって里長役が廢止される以前は、実際の税役負担は正賦の十倍以上であった、と言っている(康熙六十年序『安慶府志』卷五、田賦)。

(41) 「恒產瑣言」中には、「以壯夫之力不過擔一石、四、五壯夫之所担僅得一兩」とあり、それによれば一石の市価は「一錢から一・五錢となるが、これは脱穀前の粍米についての記載とも考えられる。康熙三十六年(一六九七年)の「聰訓齋語」中には、「吾鄉米價、一石不過四錢」という文がある。又、康熙年代の安徽巡撫靳輔は、廬州・舒城・桐城の市場米價が、六・七月の収穫期に一石四錢であるという報告があったことを述べ、それは、安徽の他府州県における一石五・六錢から八・九錢という相場に比べ、例外的に低いものであること、又、桐城の市場米價はその後増して六錢に至ったことを指摘している(康熙十四年序『安慶府志』卷十五、藝文上、「採買糧料値照時開銷疏」)。更に『聖祖實錄』卷二百七十二、康熙五十六年四月丁酉の条の上諭に、「昔、大學士張英曾奏、桐城県米價、銀一両可得三石」とある。以上より、「恒產瑣言」執筆時の市場米價を四錢前後と見積っても誤りではないであろう。

(42) 「聰訓齋語」の中で、張英は、僮僕は二、三人でよいと述べており、使用人を含めた家族の人数は、それ程多くはなかつたであろう。包世臣『安吳四種』中の「耆民四術」卷二に、「合女口小口、羣算每人歲食米三石」とあるのに基き、老若男女を平均して、一人一年の食米を三石とすると、一年に消費される米は多くて百石であろう。凶災用の備蓄米はどの程度の量かわからないが、例えば『宗譜』に、英の兄杰が、飢饉の際、同志と共に穀数百石を捐したという記事が見える。

(43) 康熙『懷寧縣志』卷三十一、議、「樅川椎稻議」に、「六皖瘠土也。無燕秦之渠犁、無吳越之蚕桑、無蜀漢之千樹萬竹也。乃地之所產、人倚為命、止一穀而已。六皖皆產穀、而桐城之幅輿更廣、所出更饒。計繇從陽口達于江者、桐居十之九、懷寧居十之六、潛山居十之三。往歲席承平、遇大有秋、本地穀可支本地三年。」とある。

(44) 新輔「採買糧料値照時開銷疏」。註(41)参照。

(45) 註(51)参照。

(46) 例え、錢沐『履園叢話』卷七に、凶作の時、「田有れども反つて田の為に累せらるる」ことを述べ、「其の本源を推すに、総じて水利を講ぜざるの故に在り」と言つている。ただし、その「本源」が水利の荒廃にあるにしても、

凶作時に田土所有がかえってむしろ（中小）地主にとっての累として結果するという事実は、その直接の原因が後述するような土地所有に基く国家への税役負担にあることを示しているであろう。

(47) 例えば、やや後の十九世紀前半の江南のことではあるが、光緒『石門県志』卷十一、雜類志、風俗、所引の道光『石門県志』に、

農人田畠、大半佃耕、視米為宝、恆多欠租。……挾制婦稚号呼、田主以收租為畏途、以有產為累事。

とある。田中正俊「十六・十七世紀の江南における農村手工業」『中国近代經濟史研究序説』東京大学出版会、一九七三年、九七頁、参照。

なお、本文で「實質的租率」と言っているのは、分租制の下で、例え「業六佃四」という形で預め定められる「租率」の意味ではなく、田主が實際に徵収することでのきた租額の、収穫高全体に対する割合という意味である。従つて、収穫高の高下に拘らず租額の一定な額租制の場合、

租率が豊凶によつて変動することは当然として、租率の一定であるべき分租制の下でも、抗租や、凶作の際の減租等によつて、結果的に、算出される實質的租率は変動する。前掲の計算式に「租率」としたのは、この「實質的租率」の意味である。

(48) 米価の貴賤と税役の輕重とが田価の貴賤の規定要因となつたことについては、葉夢珠『閱世編』に見える。

北村、前掲論文、参照。

(49) 陸遇霖が河南省帰德府の通判に在任中であるといふ「垣產瑣言」中の記述を手懸りに調べてみると、雍正『河南通志』卷三十六、職官七、に、康熙二十一年（一六八二年）に就任の帰德府糧捕通判として陸遇霖の名が出ており、

江南常州人、監生、となつてゐる。

(50) 「良田不如良佃」と同義の諺に、「好田不如好佃」があり、仁井田陞氏が紹介しておられる（「中國の農奴解放過程と契約意識——地主の支配権力をめぐって——」『中国法制史研究 法と慣習・法と道德』東京大学出版会、一九六四年、六五七頁）。清初錢塘の人張文嘉の編集した、康熙三年（一六六四年）序の『齊家玉要』という書物のなかで、明末の沈鯉の「文雅社約」に張文嘉が注をつけている部分である。それは、社倉の法を行なわんことを主張した文であり、

嘗見四鄉、每值青黃不接之時、貸本地富室米一石者、必加重利償之。一夫之力所入幾何、宿逋既要墳還、新逋又難遲緩、以致日瘠日貧、流為頑鈍無賴、而田主亦陰受其弊矣。如社倉之法行、則有無相通、不至重困。……俗語有云、好田不如好佃。使彼稍可謀生、租入自無拖欠、行

之十年、本末既多、利米又足、永無饑饉之虞、真得康富於民之良法。

とある。租の拖欠ということは、凡そ租の收取を伴なう地主との關係が存在する限り、この關係と共に存在し得るものであつて、拖欠という現象自体を以て、この關係の解体への方向を持つものとすることはできない。個別的な生産能力の低さ、或は負債等の原因によつて貧窮化し、自らの最低の生

活も維持し得なくなつた佃農が、田主の収租に抵抗する場合、田主側がこれらの佃戸を「頑」と評することもあり得るであろうが、この場合の「頑佃」と、地主・佃戸關係の危機の指標としての「頑佃抗租」とは区別されなければならないで

ある。といふのは、「頑佃抗租」が從来注目され論じられてきた理由は、まさにそれが、佃農が田主への隸屬關係を徐々に脱却し、主体的力量を増大させてきた事情を反映するものであつて、貧窮によるやむを得ぬ拖欠とは本質的に異なる、といふ点であつたと思われるからである。右の文では、好佃と对比させられているのは、自らの力を蓄えたが故の頑佃ではなく、貧窮のあまり「頑鈍無賴」となつた佃人であり、そのような佃人も、なんとか生活ができるようになりさえすれば、「租入も自ら拖欠ながらん」とされているのである。

(51) 張英は城居生活の不利を説いて、子弟有二三千金之産、方能城居。何則二三千金之産、

豊年百余金之入、自薪炭・蔬菜・雞豚・魚蝦・醤醢之屬、親戚・人情・應酬・宴會之事、種種皆取辦于錢。豊年則穀賤、歉年穀亦不昂、或僅可支吾、或能不致狼狽。若干金以下之業、則斷不宜城居矣。……

と述べ、これに対比される郷居生活の利点として、生活物資を自給でき、しかも生活様式が質素であることを挙げる(後述)。そして、

況且世家之產、在城不過取其額租。其山林湖泊之利、所遺甚多、此亦勢不能兼。若貧而郷居、尚有遺利可收、不

止田租而已。

と、城居生活では、山林湖泊の遺利を尽くすことができないことを指摘するのであるが、城居生活では「遺利」を得られないのみならず、田そのものも経理がゆきとどかず、荒廃しがちであることは、

嘗見荒瘠之地、見一、二士著老農之家、則田疇開闢、陂池修治、禾稼茂鬱、廬舍完好、竹木周布、居然一佳產。其仕宦家田、則荒敗不可觀而曰。

とあるのによつてもわかる。

(52) 仁井田陞「中國社會の『封建』と『ユーダリズム』『中國法制史研究 奴隸農奴法・家族村落法』東京大學出版会、一九六二年、一一頁、など。